

## ほんごう一彦県政報告(平成27年5月)

(発行)自由民主党県議団松本第2支部 松本市小屋南 1-1 2-7 TEL: 0263-85-5153, FAX: 0263-85-5160 http://h-kazuhiko.jp

出ており人齢

して

# 人口減少化社会と21世紀の社会像

占 0 口 てで1 あり、あるのあり、あり、あり、あり、 ことといかが 方市例 7 人 し都 そはて市知1地せた都計て08 てあめ7日 な高てまジを会世視る従っ齢有せを持に紀すがつ

7%低下しました。社会の増減率は全国25位での増減率は全国25位で見に悪化しました。以上、最近のデータを提示しましたが、地方の減少による急激な人の一方が、地方の衰退に他なり、地方の衰退に対しています。でおり、地方の衰退に他なり、地方の衰退に出るがすこれらの問題をは、事とが近年具体化しています。でおり、地方の衰退に他なり、地方の衰退に他なりには社会的負担の日本という新たな課題ががらたり、私たちは、財産がある時、私たちは、財産がある時、私たちは、財産がある時、私たちは、財産がある時、私たちは、財産があるがすこれらの問題を対しています。があるがすこれらの問題をは、財産がある時、私たちは、財産がある時、私たちは、財産がある時、私たちは、財産がある時、私たちは、財産の日本という成熟なり、財産がある。 っていた 齢の生す た % 口 57 野 。 で は % 同 か位社 0 県のは 拍き力齢来内りい人変を がの財 らで会

女策ばス発 就はを 性となり 力社 21 直揺 7 もま深 まてが

受希地す刻

すがら応れ下いうた

問へで招用口ま深中女目

り地力かし存れ策方ま方にがいのる構創

えて心政にず治へ各ま議)治最れ参の世 って 会はへもに加減世 すに富ポ枠シ時想生 す ンみテあ力方

が到来、 い中で、 い中で、 い地方活 に政治の に政治の に政治の に政治の に対方が が到来、 は ま主ダ郷性精地現等 いた でとさ役イ土化神方在な

て味て一 りの員 、生の 変 民 方 化の政国活責 し明治政に務 日のと深は すの質はく県 生に別関民

位治に役 置へも割地可 政治国では、の強しの関は一次の強しのの関は一次の強しののである。 の・パ規も無若とり権 危地シ制社関いのまはず増 に(を工 たす だ現し と無持学 道況 の参 7 っ関つ的い政加 遠はいべかや

真トをムりが向地 めので提にま今性方 ら創あ示代せほの議 れ造りでわんど中会 問 て力 きる おが活る新既わ政地

での中で歌舞伎、没 「大力や付加価値を出 により生産者の富が により生産者の富が により生産者の富が により生産者の富が により生産者の富が での人口は700人にまで減少 での人口は700人にまで減少 での人口は700人にまで減少 での人口は700人にまで減少 での人口は700点が であったことを生 であったことを生 であったことを生

戸での熟 時代ので地方に対するという。 人とも言いている時代の人口はなっないう時代の人口はないの人口はないの人口はないの人口はないの人口はないの人口はないの人口はないの人口はないの人口はないの人口はないの人口は、成長のには、成長のには、成長の ます 27年で う創意工夫が問 り格ム能退配日健注 に性や分本全目

す問陥が経はになさ

問題対応がたる自由社会をは企業家の音は合業家の音があり、ポルカスを

となくで となくで となくで

ま差

ま 増 改 し 5 り パ 文 世 れ 3 ば ト 価 か \_ 析 な 家 県 で え 良 ま 1 7 は 化 絵 、 0 、 の 値 ら 方 る の 民 直 、 に し 0 4 ペ が 、 そ 0 江 中 観 成 抵 る 視 資 の 0 にがの少がよッた浮わ約れフの長

大像はどうあった地から政治の が関面があります。 が関面があり、 が関面があり、 が関面があり、 が関面があり、 が関面があり、 る 考 るた側そ捉も えべ日起口在と考す0年生ブン産

せ切し先せ経に是に昭倍価つ同れ受口 タ会りな文会しけ27 創んり、人る済し清先和政値た時なけし代か真けら社成真光で活が達のく長とスけ慌のつに国なれルロと価地、会ににとあれる。 

寸 由 長 民主党県議 議 議

けっの

要組中しには

期見い膚

が

## 医療介護総合確保推進法について

高齢化の進行により医療費及び介護費は増加の一途にある中、社会保障制度を維持し ていくため、社会保障と税の一体改革の議論が本格化し、平成24年8月、社会保障制 度改革推進法等が成立した。医療及び介護に関する具体的な検討については、社会保

障制度改革国民会議の内容を踏まえ「社会保障制度改革プログラム法」が成立し、これに基づき、 平成26年2月の通常国会において、医療制度及び介護保険制度の見直しのために必要な措置として 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」 (以下「医療介護総合確保推進法案」という。) が提出され、成立した。

## 主なポイント

## 1. 医療介護総合確保推進法の概要

「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」(=社会保障制度改革 プログラム法)に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、「地 域包括ケアシステム」を構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進す るため、医療法、介護保険法等の関係法律について改正等を行うことを目的としている。

## 法律の概要

- 1. 新たな基金の創設と医療・介護の連携強化(地域介護施設整備促進法等関係) 医療・介護の事業のため、消費税増収分を活用した新たな基金を都道府県に設置。
- 2. 地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保(医療法関係)

医療機関は各都道府県知事に病床の医療機能等を報告し、都道府県は、それをもとに地域医 療構想(ビジョン)を策定。 医師確保支援を行う地域医療支援センターの機能を法律に位置 付け。

- 3. 地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化(介護保険法関係)
- ①在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実とあわせ、全国一律の予防給付(訪問介 護・通所介護)を地域支援事業(市町村が実施)に移行し、多様化
- ②特別養護老人ホームについて、中重度の要介護者を支える機能に重点化
- ③低所得者の保険料軽減を拡充
- ④一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引上げ(上限あり)
- ⑤「補足給付」の要件に資産などを追加

## 4. その他

診療の補助に関する看護師研修制度の新設、医療事故調査の仕組みを位置づけ、介護人材確

## 2. 新たな基金の創設と医療・介護の連携強化

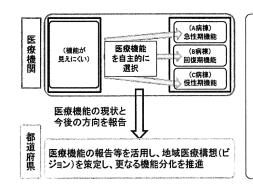
病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医師・看護師等の医療従事者の確保・勤務環 境の改善、地域包括ケアシステムの構築、といった「医療・介護サービスの提供体制の改革」が 課題となっている中、消費税増収分を財源として活用した新たな財政支援制度が創設された。

各都道府県に消費税増収分を財源として活用した基金を設置し、各都道府県が作成した計画に 基づき事業が実施される。

まず医療を対象として平成26年度から事業が実施されており、介護については平成27年度から <u>実施される。</u>平成27年度からの地域医療構想(ビジョン)の策定後に事業の更なる拡充が検討され る。※医療分の詳細及び県計画については、「長野県の医療政策の現状」(P50)参照。

## 3. 地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保

病院及び有床診療所が担っている医療機能の現状と今後の方向性等について、医療機関が都道 府県に報告する病床機能報告制度を設け、医療機関の自主的な取組を促す。(26年度~) 報告制度により得られた情報や地域の医療需要の将来推計等を踏まえ、知事が二次医療圏等ご との各医療機能の将来の必要量を含め、その将来にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化 と連携を適切に推進するため、医療計画の一部として地域医療構想を策定する。(27年度~)



### (地域医療構想(ビジョン)の内容)

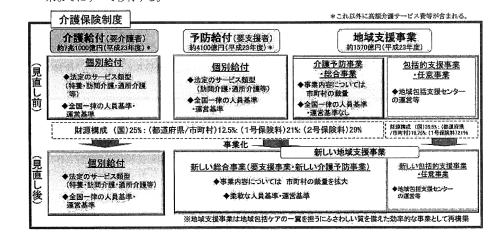
- 1. 2025年の医療需要 入院·外来別·疾患別患者数 等
- 2 2025年に日指すべき医療提供体制 ・二次医療圏等(在宅医療・地域包括ケアについては市町村) ごとの医療機能別の必要量
- 3. 目指すべき医療提供体制を実現するための施策 例)医療機能の分化・連携を進めるための施設設備、 医療従事者の確保・養成等

### 4. 地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化

国では、団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)を目途に、重度な要介護状態となっ ても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介 護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が進められ ている。その際、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特 性に応じて作り上げていくことが求められる。

## (1) 予防給付の見直しと地域支援事業の充実 (平成29年4月までにすべて移行)

要支援者に対する介護予防給付(訪問介護・通所介護)については、市町村が地域の実情に応 じ、住民主体の取組も含めた多様な主体による柔軟な取組により、効率的かつ効果的にサービス の提供ができるよう、地域支援事業の形式に見直す。市町村の事務負担等も踏まえ、平成29年度 末までにすべて移行する。



## 介護予防のアプローチについて

高齢化が進み、介護が必要とされる高齢者が増加している中、症状を重症化させない取組は、介護保 険にかかる負担の軽減や、地域における介護の推進といった観点から重要なものとされる。

介護予防とは、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった個々の要素の改善だけを目指すものではな く、心身機能の改善や環境調整などを通じて、個々の高齢者の生活機能(活動レベル)や参加(役割レ ベル)の向上をもたらし、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援して、生 活の質(QOL)の向上を目指すもので、真に喜ぶに値する長寿社会を創成することを目指している。

## 介護予防の理念

- 介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的と して行うものである。
- 生活機能(※)の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」 のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要であり、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目指すものではなく、<u>日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し</u>、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援して、QOLの向上を目指すものである。

icFでは、人が生きていための機能全体を「生活機能」としてとらえ、①体の働きや精神の働きである「心身機能」、②AUL・家事・麻条能力や <u>歴外歩行といった生活</u>行為全般である「活動」、③家庭や社会生活で役割を果たすことである「参加」の3つの要素から構成される

## リハ職等を活かした介護予防の機能強化

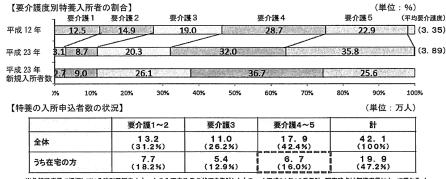
- 〇 リハ職等が、ケアカンファレンス等に参加することにより、疾病の特徴を踏まえた生活行為の改善の見通しを立 てることが可能となり、要支援者等の有する能力を最大限に引き出すための方法を検討しやすくなる。
- 〇 リハ職等が、通所と訪問の双方に一貫して集中的に関わることで、居宅や地域での生活環境を踏まえた適切なアセスメントに基づくADL訓練やIADL訓練を提供することにより、「活動」を高めることができる。
- リハ職等が、住民運営の通いの場において、参加者の状態に応じて、安全な動き方等、適切な助言を行うことにより、生活機能の低下の程度にかかわらず、様々な状態の高齢者の参加が可能となる。

(社会保障審議会介護保険部会資料)

## (2) 特別養護老人ホームの機能の重点化 (実施時期:平成27年4月~)

重度の要介護状態で、特養への入所を希望しながら、在宅での生活を余儀なくされている高齢 者が数多く存在していること等を踏まえ、特養については、対象を在宅での生活が困難な要介護 度3以上の高齢者に限定し、限られた財源の中で選択と集中を図る。

他方で、特養の機能の重点化を推進する観点からも、地域包括ケアシステムの構築を目指し、 在宅サービスの充実や、要介護高齢者の地域生活の基盤である住まいの確保に向けた取組を進め ていくとともに、今後、軽度の入所者に対する在宅復帰支援策について、一層の充実を図ってい くとしている。



※各都道府県で把握している特別養護老人ホームの入所申込者の状況を集計したもの。(平成21年12月集計。調査時点は都道府県によって異なる。)

(厚生労働省老健局介護保険計画課資料)

## 介護職員の処遇改善、特養は報酬下げ、27年度改定の概要固まる

厚生労働省は12月19日、平成27年度介護報酬改定の概要をまとめた。人手不足が深刻な介護職員の処遇改善と、 認知症だったり要介護度が高かったりしても在宅サービスを受けられるように、介護事業者が受け取る報酬を上 乗せする。ただし、利益率が高いと指摘されている特別養護老人ホーム(特養)については職員の処遇改善分を 除いて報酬を引き下げ、利用者への負担増も求める。

在宅介護の充実では、認知症高齢者を受け入れるデイサービスや、介護職員や看護師が24時間対応で利用者宅 を訪れる「定期巡回・随時対応サービス」などの報酬を上乗せする。 また、認知症への対応強化としては、認 知症高齢者が必要な介護を受けながら共同生活を送るグループホームへの報酬を手厚くする。

一方で、高齢化の進展で膨らむ介護費の抑制にも取り組む。現在年間約10兆円の介護費だが、37年には21兆円 に倍増する。月々の保険料も約5,000円(全国平均)から、約8,200円に上がる見通し。介護制度の持続に向け、 特養を中心に報酬を引き下げる。特養についてはまた、相部屋の部屋代を介護保険から給付しているのを改め、 入所者から徴収する。金額は月1万5,000円程度とする方向だが、低所得者には相当額を補助し配慮する。

【一部略】 (H26.12.19 iJAMP)

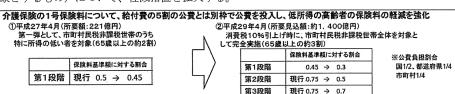
## (3)費用負担の公平化

スクラップ

## ①低所得者の介護保険料の軽減強化 (実施時期:平成27年4月~)

介護保険料は、市町村ごとに定める保険料率により算定され、保険料率は、基準額に所得に応 じた段階別の割合を乗じることで計算される。

今回の改正では、今後も保険料水準が上昇し、低所得者の負担も上がっていくことが見込まれ ることから、65歳以上低所得者の第1号保険料(自営業者・農業者とその家族、無職の人等を対 象とするもの) について、軽減措置を拡大する。



②一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引上げ (実施時期:平成27年8月~) 保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、制度の持続可能性を高めるため、一定以上の所得がある 者については、利用者負担を2割に引き上げる。

## 【介護保険の自己負担が2割となる「一定以上所得者」の判定基準】

- 〇 介護保険の自己負担が2割となる一定以上所得者については、基本的に1号被保険者である高齢者本人 の合計所得金額 (※1) により判定を行い、世帯の中でも基準以上 (160万円以上 (※2) 、年金収入に換算 <u>すると280万円以上</u>) の所得を有する方のみ利用者負担を引き上げることとする。
- その方の収入が給与収入、事業収入や不動産収入といった年金収入以外の収入を中心とする場合には、 実質的な所得が280万円に満たないケースがあること
- ・ 夫婦世帯の場合には、配<u>偶者の年金が低く、世帯としての負担能力が低いケースがある</u>こと から、以下のように、その世帯の1号被保険者の<u>年金収入等とその他の合計所得金額の合計が単身で280</u> <u>2人以上世帯で346万円</u> (※3) <u>未満の場合は、1割負担に戻す</u>こととする。

## ③「補足給付」の要件に資産などを追加(実施時期:平成27年8月~)

資産を多く有するにもかかわらず保険から給付が行われるのは不公平であるとの観点から、一 定額超の預貯金等がある場合には、補足給付を行わないこととする。預貯金額の他、配偶者の所 得、非課税年金収入などが資産として算入される。

## 

◆高齢者・介護に関する実態調査等の結果 第531号(H26.8.8)P.119

資料提供:議会事務局調査課